

2月の
「家庭の日」は、
2月19日です！



「家庭の日」シンボルマーク

8日、18日、28日
も「家庭教育を実践
する日」です。



「家庭教育を実践する
日」の具体的な取組
として、「話そう! 語ろう!
わが家の約束」運動を
推進しています。

ご家庭ごとの「あると
いいなあ」と思われる
約束について、家族で
の話し合いを通して作
り、見守り、振り返るこ
とを実践してみませ
んか。

この機会に、家庭の大
切さや家族のあり方
について、見つめ直
して
みてください!



「家庭教育を実践する日」を ご存じですか?

これは「岐阜県家庭教育支援条例」に基づき
「家庭の日（毎月第三日曜日）」と
「早く家庭に帰る日（8のつく日）」を合わせ
「家庭教育を実践する日」としています。

家族で防災会議
～あなたは今、命を守る行動ができますか～

自分の命を自分で守るには、早めの避難の手順をあらかじめ考えて決め、訓練しておく必要があります。どこが危険なのか、家族でどこに避難したらよいか、避難先で困ることは何かがあるのか家族で交流し、日頃から確認しておきましょう。

地域で想定される自然災害を調べましょう。

自宅地域のハザードマップでどんな危険があるか調べてみよう。 <https://disaportal.gsi.go.jp/>

あなたは、家族といっしょにどこへ避難しますか。

指定避難所、自宅、車中、親戚・知人の家、ホテルなど避難場所は様々です。避難場所のメリット・デメリットを出し合いながら、どこへ避難するか家族で決めましょう。

避難するときに何を持っていくますか。

通信機器、非常食品、命を守るもの(マスク、手袋、懐中電灯等)、お薬手帳、生活用品(簡易トイレ、雨具、ウェットティッシュ、ライター等)等、家族それぞれが避難するときに持っていくものを確認しましょう。

家庭でガイドブ
ックを見ながら
防災を学ば

 岐阜県 防災ガイドブック

写真や図をもとに、記入式で、災害から命を守る方法が学べます。

◇「家庭教育を実践する日」に関するご相談は、

環境生活政策課生涯学習係(Tel058-272-8752)まで